

※別紙「年金分割のための情報提供請求書の記入方法等について」をよく読んでから記入してください。

届書コード	処理区分
7 8 1 1	

年金分割のための情報提供請求書

様式第650号

○太枠 の中に必要事項を記入してください。ただし、◆印がついている欄は、記入不要です。
○記入にあたっては、「年金分割のための情報提供請求書の記入方法等について」を参照してください。

⑤

実施機関

受付年月日

実施機関
再受付年月日

実施機関
再受付年月日

実施機関
再受付年月日

① 請求者（甲）

① 個人番号 (または基礎年金番号)															
年金証書記号番号 (国共済)	A	-													
② 生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成				年		月		日						
③ 氏 名	(フリガナ)						(氏)			(フリガナ)			(旧姓)		
④ 住所の郵便番号	(フリガナ)														
—	住所			市区			町 村								
住所コード◆															

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

② 請求者（乙）または配偶者

③ 個人番号 (または基礎年金番号)															
年金証書記号番号 (国共済)	A	-													
④ 生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成				年		月		日						
⑤ 氏 名	(フリガナ)						(氏)			(フリガナ)			(旧姓)		
⑥ 住所の郵便番号	(フリガナ)														
—	住所			市区			町 村								
住所コード◆															

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その番号を記入してください。

厚生年金保険		国民年金	
船員保険			

③ 婚姻期間等

1. 情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
 ア. 婚姻の届出をした期間（法律婚姻期間）のみを有する。⇒「2」欄
 イ. 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間（事実婚姻期間）のみを有する。⇒「3・5」欄
 ウ. 事実婚姻期間から引き続き法律婚姻期間を有する。⇒「4・5」欄

2. 現在、引き続き法律婚関係にありますか。（ある・ない）
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 婚姻した日	昭和・平成・令和	年	月	日	⑦ 離婚した日、又は婚姻 が取り消された日	平成・令和	年	月	日
---------	----------	---	---	---	--------------------------	-------	---	---	---

3. 現在、引き続き事実婚関係にありますか。（ある・ない）
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 事実婚第3号被保険者 期間の初日	昭和・平成・令和	年	月	日	⑦ 事実婚関係が解消した と認められる日	平成・令和	年	月	日
-----------------------	----------	---	---	---	-------------------------	-------	---	---	---

4. 現在、引き続き法律婚関係にありますか。（ある・ない）
 「ある」に○をつけた方は⑥欄を、「ない」に○をつけた方は⑥欄と⑦欄を記入してください。

⑥ 事実婚第3号被保険者 期間の初日	昭和・平成・令和	年	月	日	婚姻した日	昭和・平成・令和	年	月	日	⑦ 離婚した日、又は婚姻 が取り消された日	平成・令和	年	月	日
-----------------------	----------	---	---	---	-------	----------	---	---	---	--------------------------	-------	---	---	---

5. 事実婚姻期間にある間に、当事者の一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を全て記入してください。

⑧ 事実婚第3号 被保険者期間	昭和	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで	平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
	平成	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	平成	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで

⑨ 請求者(甲)の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金と記入してください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください。)	備考
1			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
4			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
5			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
7			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
備考欄					

(注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「○○.○○.○○から、継続中」と記入してください。

(注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。

(注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。

(注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。		1 はい ・ 2 いいえ	
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所の名称を記入してください。			
その保険料を納めた期間を記入してください。		昭和・平成・令和 年 月 日 から 昭和・平成・令和 年 月 日	
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。		記号	番号

⑩ 請求者(甲)の年金見込額照会

50歳以上の方又は障害厚生(共済)年金の支給を受けている方で希望される方に対しては、年金分割をした場合の年金見込額をお知らせします。該当する項目に○をつけてください。

1. 年金見込額照会を希望しますか。(希望する・希望しない)

2. 「希望する」を○で囲んだ場合は、希望する年金の種類と按分割合(上限50%)を記入してください。

ア. 希望する年金の種類(老齢厚生年金・障害厚生年金)

イ. 希望する按分割合(%)

⑪ 請求者(乙)又は配偶者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金と記入してください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください。)	備考
1			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
4			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
5			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6			. . から . . まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
備考欄					
配偶者の住所歴	. . から . . まで				
	. . から . . まで				

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「○○. ○○. ○○から、継続中」と記入してください。
- (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
- (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体の住所」を記入してください。
- (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。
- (注5) 当事者の一方のみによる請求の場合であって、現住所が不明な場合は「㊟住所」に不明と記入し、「配偶者の住所歴」に住所をわかる範囲で記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金事務所の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成・令和 年 月 日 から 昭和・平成・令和 年 月 日
第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

⑫ 請求者(乙)の年金見込額照会

50歳以上の方又は障害厚生(共済)年金の支給を受けている方で希望される方に対しては、年金分割をした場合の年金見込額をお知らせします。該当する項目に○をつけてください。

- 年金見込額照会を希望しますか。(希望する・希望しない)
- 「希望する」を○で囲んだ場合は、希望する年金の種類と按分割合(上限50%)を記入してください。
 - ア. 希望する年金の種類(老齢厚生年金・障害厚生年金)
 - イ. 希望する按分割合(%)

年金分割のための情報提供請求書の記入方法等について

請求書の記入方法等について

1.「① 請求者(甲)」欄について

「㉔氏名」及び「㉕住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。「住所コード」は記入不要です。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

- (1)当事者の二人が共同で請求する場合
その一方について「① 請求者(甲)」欄に記入し、他方については「② 請求者(乙)」欄に記入してください。
- (2)当事者のうち、お一人で請求する場合
請求者自身について記入してください。

2.「② 請求者(乙)又は配偶者」欄について

「㉔氏名」及び「㉕住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。「住所コード」は記入不要です。基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

- (1)当事者の二人が共同で請求する場合
当事者の二人のうち、「① 請求者(甲)」欄に記入した方以外の方について記入してください。
- (2)当事者のうち、お一人で請求する場合
配偶者(離婚等をした後の請求の場合は元配偶者。以下同じ。)について記入してください。配偶者の個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号が不明の場合は、「③ 個人番号(または基礎年金番号)」欄は「不明」と記入し、また、配偶者の現住所が不明の場合も「㉕住所」欄は、「不明」と記入してください。

3.「③ 婚姻期間等」欄について

- 「1」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
- 「2」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「法律婚期間(婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が記入してください。「⑥ 婚姻した日」は、戸籍謄(抄)本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「⑦ 離婚した日、又は婚姻が取り消された日」は、戸籍謄(抄)本の「離婚の届出年月日」等を記入してください。現に、その法律婚期間が継続している場合は、⑦欄の記入は不要です。
- 「3」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が、「事実婚期間(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。)のみ」の方が記入してください。「⑥ 事実婚第3号被保険者期間の初日」はその事実婚期間のうち、夫(又は妻)が、妻(又は夫)の被扶養配偶者として、第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入し、「⑦ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」を記入してください。なお、今回の情報提供の請求が再請求の場合であって過去に交付された「年金分割のための情報通知書」の「婚姻期間等」欄に記載されている期間の終日が「事実婚関係が解消したと認められる日」であるときは、その日を記入してください。現に、その事実婚期間が継続している場合は、⑦欄の記入は不要です。
- 「4」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等に「事実婚期間から引き続く法律婚期間」を有する方が記入してください。「⑥ 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(又は妻)が妻(又は夫)の被扶養配偶者として、第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入してください。「⑥ 婚姻した日」と「⑦ 離婚した日、又は婚姻が取り消された日」は、上記の「2」欄の記入方法をご参照のうえ、記入してください。
- 「5」欄は、「事実婚期間」を有する方が記入してください。事実婚期間のうち、夫(又は妻)が妻(又は夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を記入してください。記入欄が足りない場合は、枠外に「別紙に続く」と記入のうえ、別紙(様式は問いません)にその続きを記入してください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

4. 「④対象期間に含めない期間」欄について

「①欄と②欄に記入した二人」の情報提供を受けようとする婚姻期間等が、次の①又は②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間から①及び②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき情報を提供することになります。

①「①欄と②欄に記入した二人」以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間

②「①欄と②欄に記入した二人」のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間

■このような場合は、第三者に係る記録を特定する必要があり、④欄「1」又は「2」について、「はい」を○で囲んだ場合、当該第三者の氏名（必ずフリガナも記入してください。）、生年月日及び基礎年金番号を記入してください。

■「①欄と②欄に記入した二人」の間で年金分割を行った後に、①又は②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効となることがありますので、ご注意ください。

■当事者の二人が共同で請求する場合、④欄「1」又は「2」に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」と記入してください。

5. 「⑤再請求理由」欄について

今回の情報提供の請求が再請求である場合にのみ記入してください。情報提供の再請求は、前回の情報を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している場合に限り、行うことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3か月を経過していない場合でも情報提供の再請求を行うことができます。

①国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合

②3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者等から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出が行われた場合

③第3号被保険者となったことに関する届出又は第3号被保険者に関する種別確認の届出が行われた場合

④按分割合を定めるための裁判手続に必要な場合

6. 「⑥請求者(甲)の意思確認」欄について

「①請求者(甲)」欄に記載されている方について記入してください。

■「年金分割のための情報通知書」について送付先が、①請求者(甲)欄の「㊟住所」と同じ場合は、「ア」を○で囲み、それ以外は「イ」を○で囲み、下記の送付先住所に記入してください。

■当事者の二人が共同で請求する場合に、「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて、提出してください。

7. 「⑦請求者(乙)の意思確認」欄について

(1) 当事者の二人が共同で請求する場合

「②請求者(乙)」欄に記載されている方について記入してください。

■「年金分割のための情報通知書」について送付先が、②請求者(乙)欄の「㊟住所」と同じ場合は、「ア」を○で囲み、それ以外は「イ」を○で囲み、下記の送付先住所に記入してください。

■「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。

(2) 当事者のうち、お一人で請求する場合この欄の記入は必要ありません。

8. 「⑧対象期間」欄について

この欄の記入は必要ありません。

9. 「⑨請求者(甲)の婚姻期間等に係る資格記録」欄及び「⑩請求者(乙)又は配偶者の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

- (1) 当事者の二人が共同で請求する場合
それぞれ婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確に記入してください。なお、「⑩配偶者の住所歴」欄の記入は不要です。
- (2) 当事者のうち、お一人で請求する場合
「⑨」欄は、請求者について記入してください。「⑩」欄は、配偶者についてできるだけ詳しく記入してください。
なお、記入していただいた内容により、配偶者に係る記録が特定することができない場合は、情報を提供することができないときがありますのでご承知おきください。

《記入例》

都市区名までは、必ず記入してください。

詳しくわからないときは、年月、あるいは何年の春から秋までと記入してください。

	事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金とご記入ください。)	事業所(船舶所有者)の所在地又は国民年金加入時の住所	勤務期間又は国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください)	備考
1	(有)〇〇商店	台東区台東 2-×	昭和29.4.1 から 昭和35.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
2	国民年金	杉並区高井戸西 3-×-×	昭和36.4.1 から 昭和38.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
3	△△化学(株)	江東区亀戸 5-×-×	昭和38.4.1 から 昭和41.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
4	△△化学(株) 大阪工場	大阪市東区谷町 9-×	昭和41.4.1 から 昭和53.3.31 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
5	△△化学(株) 大阪支店	大阪市西区北堀江 6-×	昭和53.4.1 から 昭和54.6.30 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
6	△△化学(株) 東京支店	江東区亀戸 5-×-×	昭和54.7.1 から 昭和55.6.30 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
7	〇〇省共済組合	千代田区霞が関 7-×	昭和55.7.1 から 継続中 まで	1国民年金(1号・3号) 2厚生年金保険 3厚生年金保険(船員) 4共済組合等	
	備考欄				

加入していた年金制度が国民年金のときは、「国民年金」と記入してください。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「継続中」と記入してください。

10. 「⑩請求者(甲)の年金見込額照会」及び「⑪請求者(乙)の年金見込額照会」欄について

「年金分割のための情報通知書」のほかに、次に掲げる方が希望される場合は、年金分割をした場合の年金の見込額をお知らせします。

- ・50歳以上の方については、分割をした場合の老齢厚生年金の見込額
- ・障害厚生(共済)年金を受給している方については、分割をした場合の障害厚生(共済)年金の見込額

■具体的には、按分割合を50%(按分割合の範囲の上限)として年金分割をした場合の年金見込額と、年金分割をしなかった場合の年金見込額をそれぞれ試算しお知らせします。また、按分割合の範囲内で希望される按分割合に基づき試算することもできます。

■年金見込額のお知らせは、希望された方のみに対してお知らせし、その内容は、当事者の他方に対してはお知らせしません。

■当事者のうち、お一人で請求する場合は、「⑫請求者(乙)の年金見込額照会」欄の記入は不要です。

請求書に添えなければならない書類

1. 基礎年金番号を記載したとき・・・請求者の年金手帳、国民年金手帳又は基礎年金番号通知書(写し) 個人番号を記載したとき・・・個人番号カード(マイナンバーカード)両面の写し等
※個人番号を記載した場合の、本人確認のための書類については、KKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認いただけますようお願いいたします。
2. ①欄に記入した方と②欄に記入した方の身分関係(婚姻期間等)を明らかにできる戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書又は当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書(住民票により、代えることはできません。)

(注)事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については国家公務員共済組合連合会にお問い合わせ下さい。

留意事項について

1. 情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。
(1)当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
(2)当事者のうち、お一人で請求した場合、
 - ・離婚等をしているときは、請求者と請求をしていない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - ・離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
2. 年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。
 - (1)離婚が成立した日
 - (2)婚姻が取り消された日
 - (3)事実婚関係が解消したと認められる日(事実婚期間から引き続き法律婚期間を有する場合を除く)
ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
3. 当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。

◎国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)

ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556(ナビダイヤル)

※0570におかけになれない場合 03-3265-8155(一般電話)へお問い合わせください。

(個人情報の利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供